

認可外保育施設等利用支援事業のご案内

国立市では、令和元年10月から「認可外保育施設利用支援事業」を開始しました。この事業は、主に認可外保育施設等（東京都認証保育所を含む）を利用している多子世帯の負担軽減のため、保育料の一部を補助する制度です。

対象の方は、期日までに申請をよろしく申し上げます。

1. 対象者

(1) 利用者支援事業

- 東京都認証保育所を月ぎめ契約により利用する0～2歳児クラスの保護者

(2) 多子世帯負担軽減事業

- 東京都認証保育所 / 東京都家庭福祉員 / 認可外保育施設※を月ぎめ契約により利用する園児のうち、保育の必要性がある園児の保護者（裏面★をご確認ください）

※東京都に設置を届出済みで、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設に限ります。

2. 補助金額

保護者が施設に支払った保育料※に対し、以下の基準額により補助いたします（支払った保育料が基準額より少ない場合には、保育料の金額を支給します。）また、幼児教育・保育無償化の対象になる場合は、保育料から無償化の支給額を差し引いた額に対して補助いたします。

※ 入園料・日用品・文房具等の物品購入費、行事参加費、給食費、通園費等は対象外となります

園児一人あたりの基準額

(円)

| 年齢区分 | 課税区分 | 多子区分 | (1) | (2) |
|--------------|--------------|-------|------------------------|-----------------------------|
| | | | 利用者支援事業 ※認証保育所利用者のみ | 多子世帯負担軽減事業 ※保育の必要性の認定が必要 |
| 0～2歳児 クラス | 住民税 課税世帯 | 第1子 | 10,000 | — |
| | | 第2子 | 10,000 | 14,000 |
| | | 第3子以降 | 10,000 | 27,000 |
| | 住民税 非課税世帯 | 第1子 | 10,000 | — |
| | | 第2子 | 10,000 | 13,000 |
| | | 第3子以降 | — | 25,000 |
| 3～5歳児 クラス | | 第1子 | — | — |
| | | 第2子 | — | 10,000 |
| | | 第3子以降 | — | 20,000 |

- 課税区分については、4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当該年度分の市民税にて判定します。
- 多子区分については、対象の園児と生計同一のお子さんについてカウントします。

3. 補助金申請の手続きについて

この補助金は、数か月分をまとめてご申請をいただきます。期日までに、申請書類一式をそろえて、提出先までご申請をお願いします（郵送可）。

◆申請書類

| | 書類名 | 留意事項等 |
|---|---|---|
| 1 | 交付申請書 | ・ 前期・後期合わせて 1回のみ の提出となります。 |
| 2 | 対象月分の園発行の領収書・提供証明書（原本） （またはそれに代わるもの） | ・ 口座振込や銀行引き落とし等により、領収書等が発行されない場合は、振込等が確認できる部分の通帳の写し等をご提出ください。 |
| 3 | 園との利用契約書（写し） | |
| 4 | 保育の必要性が確認できる書類（★） | ・ 「(2) 多子世帯負担軽減事業」の対象の方はご提出ください。 ・ すでに同様の書類を国立市保育・幼稚園係にご提出済みの場合、状況に変化がなければ提出不要です。 |
| 5 | 令和3年度・令和4年度区市町村 民税課税（非課税）証明書 | ・ 令和3年1月1日及び令和4年1月1日時点で、国立市以外にお住まいの方はご提出ください（保護者それぞれ）。 ・ すでに同様の書類を国立市保育・幼稚園係にご提出済みの場合は、提出不要です。 |

◆申請期日

| | 対象月 | 申請締切（必着） | 交付予定 |
|----|----------------------------------|---------------------------|----------|
| 前期 | 令和4年4月～8月 | 令和4年9月2日（金）※ | 令和4年10月末 |
| 後期 | 令和4年9月～令和5年3月 （及び令和4年度の請求漏れ分） | 令和5年4月7日（金） （上記2の書類のみ） | 令和5年5月末 |

※上記期限を超えてもご提出いただけますが、交付は後期1回のみとなる場合があります。また、年度を越えての補助金の申請・変更の届出はできませんのでご注意ください。

★保育の必要性が確認できる書類は、以下の書類となります。保護者それぞれについて、以下のいずれかの書類が必要です。幼児教育・保育無償化や保育所入所申込等に際し、すでに同様の書類を提出済みの方は、提出不要です（※保育所入所申込の際には、さらに65歳未満の同居親族についても同様の書類をいただいています）。

| 保護者の状況 | 必要書類（※は市のHPからダウンロード可） |
|------------------------------------|---|
| ① 会社や自宅を問わず就労している方 | 就労証明書*（ただし自営の方は、営業許可証、開業届、取引先との契約書、確定申告書を添付してください。） |
| ② 出産前後の方 （出産予定月を挟んで前後2か月、計5か月間） | 母子手帳の写し（保護者の名前の記載された表紙及び出産予定日が記載されているページ） |
| ③ 保護者が疾病・しょうがいの状態にある方 | 診断書（家庭での保育が困難な旨が記載されているもの、障害者手帳の写し等） |
| ④ 保護者が、看護・介護にあたっている方 | 看護・介護の申立書* 及び 介護が必要であることがわかる書類（診断書、障害者手帳の写し等） |
| ⑤ 就学・技能習得中の方 | 在学証明書*（通信教育は原則不可） |
| ⑥ 求職中の方（2か月間） | 求職活動状況申立書* |
| ⑦ 災害その他の場合 | 市長の必要と認める書類 |

国立市 子ども家庭部 幼児教育推進課 保育・幼稚園係
〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
TEL：042-576-2427（直通）